

## 特定非営利活動法人アニメ特撮アーカイブ機構 役員報酬規程

### (総則)

第1条 この規程は特定非営利活動法人アニメ特撮アーカイブ機構（以下、「本法人」という）の定款第18条第3項に基づき、役員に対する報酬の支給に関して基本事項を定める。

### (役員報酬)

第2条 本法人の役員に対する役員報酬は、当面の間、支給しない。

### (改廃)

第3条 この規程の改廃は理事会の決議を経て行う。

### (補足)

第4条 この規程に定めるもののほか必要な事項は理事長が別に定める。

## 特定非営利活動法人アニメ特撮アーカイブ機構 職員賃金規程

### (総則)

第1条 この規程は、特定非営利活動法人アニメ特撮アーカイブ機構（以下、「本法人」という）の職員に対する賃金の支給に関して基本事項を定める。

### (賃金の種類)

第2条 本法人の職員の賃金の種類は以下のとおりとする。

(1) 基本給

(2) 通勤手当

通勤に要する公共交通機関を用いた合理的経路による実費を支払う。

(3) 時間外勤務手当

基本給÷月平均所定勤務時間×1.25×時間外勤務時間数

(4) 休日勤務手当

基本給÷月平均所定勤務時間×1.35×休日勤務時間数

(5) 深夜勤務手当

基本給÷月平均所定勤務時間×0.25×深夜勤務時間数

### (賃金の決定)

第3条 本法人の職員の基本給は、職員の職務内容、勤続年数、学歴、年齢、経験、能力、前職での給与、及び本法人の財務状況等を総合的に勘案し、両者相談の上、各人ごとに理事長又は事務局長が決定する。

### (賃金の支払)

第4条 賃金は、職員に通貨でその全額を指定された口座に支払う。ただし、法令等で職員の負担すべきものと定められた社会保険料、税金、その他本人の同意を得たものは控除する。

2 賃金は、毎月1日から末日までを計算期間とし、翌月の末日に支給する。ただし、支給日が休日にあたる場合はその前日に支給する。

3 新任のときは、職員となった日から、賃金額に変更の生じた者には、変更の生じた日から日割計算により支給する。

4 職員が死亡又は退職したときは、その日までの賃金を日割計算により支給する。

5 欠勤、遅刻、早退及び私用外出の時間については、賃金を支給しない

### (改廃等)

第5条 この規程の改廃は理事会の決議により行う。

2 この規程で定めることのほか、職員の賃金は法令等及び各人ごとの雇用契約書で定めるところにより支給する。

3 この規程で定めることのほか、必要な事項は理事長又は事務局長が別に定める。

特定非営利活動促進法第54条第2項第3号に定める事項を記載した書類

法人名	特定非営利活動法人アニメ特撮アーカイブ機構	事業年度	令和4年4月1日 ～令和5年3月31日
-----	-----------------------	------	------------------------

1 資金に関する事項 [①収益の源泉別の明細、借入金の明細その他の資金に関する事項]

※ 丸数字は、特定非営利活動促進法第54条第2項第3号に定める事項の詳細について規定している特定非営利活動

(1) 収益の源泉別の明細

収益源泉の内訳	金額
正会員受取会費	22,0000 円
賛助会員受取会費	10,537,000 円
受取寄付金	6,812,187 円
自主事業収益	34,392,670 円
受託事業収益	42,914,202 円
資産受贈益	1,736,757 円
受取利息	401 円
雑収益	864,193 円
	円
	円
	円
	円
合 計	97,477,410 円

(2) 借入金の明細

借入先	金額
なし	円
	円
	円
	円
	円
	円
合 計	円

(3) その他

なし

2 取引の内容に関する事項 [③次に掲げる取引先、取引金額その他その内容に関する事項 イ 収益の生ずる取引及び費用の生ずる取引のそれぞれについて、取引金額の最も多いものから順次その順位を付した場合におけるそれぞれ第一順位から第五順位までの取引 ロ 役員等との取引]

(1) 収益の生ずる取引の上位5者

氏名又は名称	住所又は所在地	取引金額	取引内容等
		23,809,400円	資料管理業務、資料調査、資料の長期保存のための対応、書籍編集協力費、法人賛助会員費等
		9,334,820円	R4年度メディア芸術データベース等に係る調査研究事業、R4年度メディア芸術・アニメ分野の登録データの洗練仕様に関する資料作成等
		8,813,582円	品貸出、学術協力、展示協力、企画協力費
		6,155,800円	雛型販売、資料提供協力費、寄附金
		5,000,000円	法人賛助会員費

(2) 費用の生ずる取引の上位5者

氏名又は名称	住所又は所在地	取引金額	取引内容等
		9,900,000円	雛型作成
		6,732,000円	杉並倉庫家賃
		6,158,000円	顧問報酬、文化庁・メディア芸術事業監修、著作物利用許諾料
		4,800,000円	出向料
		4,209,700円	展示物監修、図録構成監修、作業料、倉庫管理、指導料等

(3) 役員、社員、職員若しくは寄附者又はこれらの者の親族等との取引  
イ 資産の譲渡（棚卸資産を含む。）

取引先の氏名等	法人との関係	譲渡資産の内容	譲渡年月日	譲渡価格	その他の取引条件等
別紙①参照				円	
				円	

氏名	法人との関係	譲渡資産の内容	譲渡年月日	譲渡価格	その他の取引条件
		缶バッジ1点	2022/7/19	500	一般向けに同額で販売
		雛型（複製）4点	2022/9/30	962,400	送料を含む／卸値（一般向け販売価格の8割）
		雛型（複製）9点	2022/10/31	2,138,400	卸値（一般向け販売価格の8割）
		雛型（複製）1点	2022/9/28	300,000	送料を含む／一般向けに同額で販売
		複製絵画1点	2022/6/22	610,000	送料を含む／一般向けに同額で販売
		雛型（複製）1点	2022/9/28	300,000	送料を含む／一般向けに同額で販売
		雛型（複製）1点	2022/9/28	300,000	送料を含む／一般向けに同額で販売
		雛型（複製）1点	2022/9/28	300,000	送料を含む／一般向けに同額で販売



支払い

取引先の氏名等	法人との関係	役務の提供の内容	役務の提供年月日	対価の額(円)	その他の取引条件等
		顧問報酬	2022.4~2023.3	660,000	請求書による 月55,000円×12
		著作物利用料	2022.4~2023.3	3,300,000	請求書による 月2750,000円×12
		定例報告会事業会議	2022.4.6、8.31	7,700	謝金規定に基づく
		資料の調査・整理作業協力費	2022.2.28	49,500	請求書による
		特撮レジェンドオーラルヒストリー実施業務協力費・インタビュー実施	2022.6.13~2022.6.14	49,500	請求書による
		資料の調査・整理作業協力費	2022.2.28	22,000	請求書による
		出向料	2022.4~2023.3	4,800,000	請求書による 月400,000円×12
		定例報告会事業会議	2022.4.6	3,850	謝金規定に基づく
		定例報告会事業会議	2022.4.6	3,850	謝金規定に基づく
		定例報告会事業会議	2022.4.6、8.31	7,700	謝金規定に基づく
		2021年度文化庁メディア芸術連携基盤等整備推進事業 関連会議出席	2021.4.14、5.12、5.26、 6.29、7.14、10.29、 2022.1.21	80,080	請求書による
		データ変換作業費	2021.6.25	264,000	請求書による
		2021年度文化庁メディア芸術連携基盤等整備推進事業 アニメ分野システム改修向け資料作成	2021.7.31	264,000	請求書による
		デジタルアーカイブ学会誌原稿執筆原稿料	2021.12	8,000	請求書による
		2021年度文化庁メディア芸術連携基盤等整備推進事業 報告書原稿執筆(アニメーション分野)	2021.4~2022.3	352,000	請求書による
		政策懇談会対応	2022.11.1	6,600	謝金規定に基づく
		資料の調査・整理作業協力費	2022.2.28	44,000	請求書による
		定例報告会事業会議	2022.4.6、8.31	7,700	謝金規定に基づく
		税理士顧問報酬	2022.4~2023.3	990,000	請求書による 月55,000円×11 月385,000円×1

資料収集整理作業	2022. 4～2023. 3	2,904,000	請求書による 月額242,000円×12
技術指導料	2022. 5～2023. 3	968,000	請求書による 月額88,000円×11
展示物監修、図録構成監修 作業料	2022. 3. 31	330,000	請求書による
定例報告会事業会議	2022. 4. 6、8. 31	7,700	謝金規定に基づく
展示協力費	2022. 6. 30	55,000	請求書による
特撮レジェンドオーラルヒストリー実施業務協力費・インタビュー実施	2022. 6. 13～2022. 6. 14	33,000	請求書による
日本特撮アーカイブ 特撮美術監督・資料の調査・整理作業	2022. 8. 24	34,100	請求書による
展示協力費（5会場分）一式	2022. 10. 31	330,000	請求書による
資料の調査・整理作業協力費	2022. 2. 28	66,000	請求書による
定例報告会事業会議	2022. 4. 6	3,850	謝金規定に基づく
特撮レジェンドオーラルヒストリー実施業務協力費・インタビュー実施	2022. 6. 13～2022. 6. 14	49,500	請求書による
日本特撮アーカイブ 特撮美術監督・資料の調査・整理作業	2022. 8. 24	59,400	請求書による
特撮ワークショップ講師料	2022. 9. 3～2022. 9. 4	222,200	請求書による
資料の調査・整理作業協力費	2022. 2. 28	71,500	請求書による
定例報告会事業会議	2022. 4. 6、8. 31	7,700	謝金規定に基づく
顧問報酬	2022. 4～2023. 3	1,320,000	請求書による 月110,000円×12
展示協力費	2022. 6. 30	55,000	請求書による
日本特撮アーカイブ 特撮美術監督・資料の調査・整理作業	2022. 8. 24	38,500	請求書による
展示協力費（5会場分）一式	2022. 10. 31	660,000	請求書による
資料の調査・整理作業協力費	2022. 2. 28	33,000	請求書による
定例報告会事業会議	2022. 4. 6、8. 31	7,700	謝金規定に基づく



	資料移送作業委託費	2022. 8. 31	73,382	請求書による
	定例報告会事業会議	2022. 4. 6、 8. 31	7,700	謝金規定に基づく
	WEB講座出演作業	2021. 12. 16	20,000	請求書による
	定例報告会事業会議	2022. 8. 31	3,850	謝金規定に基づく
	保管庫敷金	2022. 6. 30	592,000	賃貸契約による
	保管庫使用料	2022. 6～2023. 3	2,960,000	賃貸契約による 月296,000円×10
	保管庫光熱費等使用料	2022. 8～2023. 3	365,268	請求書による
	特撮レジェンドオーラルヒストリー実施業務協力費・インタビュー実施	2022. 6. 13～2022. 6. 14	110,000	請求書による

## 受け取り

	法人との関係	役務の提供の内容	役務の提供年月日	対価の額(円)	その他の取引条件等
		資料収蔵倉庫移転業務等	2022. 3. 31	3,579,400	請求書による
		資料管理業務	2022. 4～2023. 3	6,600,000	請求書による
		資料調査	2022. 4～2023. 3	7,920,000	請求書による
		資料の長期保存のための対応	2022. 4～2023. 4	5,280,000	請求書による
		制作協力費	2022. 4. 30	110,000	請求書による
		編集協力費	2023. 2. 28	220,000	請求書による
		資料提供編集協力費	2023. 1. 31	55,000	請求書による

3 寄附者に関する事項 [④寄附者（役員、役員の親族等で、当該法人に対する寄附金の額の事業年度中の合計額が20万円以上であるものに限る。）の氏名並びにその寄附金の額及び受領年月日]

氏 名	寄 附 金 額	受 領 年 月 日
該当なし	円	
-----	円	
-----	円	
-----	円	
-----	円	
-----	円	
-----	円	
-----	円	
-----	円	
-----	円	
-----	円	
-----	円	
-----	円	
-----	円	
-----	円	
-----	円	
-----	円	
-----	円	
-----	円	
-----	円	
-----	円	
-----	円	

4 役員等に対する報酬又は給与の状況 [⑤イ 役員等に対する報酬又は給与の支給の状況(口を除く。)、ロ 給与を得た職員の総数及び当該職員に対する給与の総額]

役員、社員、職員若しくは寄附者若しくはこれらの者の配偶者若しくは三親等以内の親族又はこれらの者と特殊の関係にある者<sup>(注1)</sup>(以下「役員等」という。)に対する報酬又は給与の支給について記載してください。

(注1)「役員、社員、職員若しくは寄附者若しくはこれらの者の配偶者若しくは三親等以内の親族又はこれらの者と特殊の関係にある者」とは次の者が該当します。

- ① 役員、社員、職員若しくは寄附者若しくはこれらの者の配偶者若しくは三親等以内の親族
- ② ①の者と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者
- ③ ①の者の使用人及び使用人以外の者で「役員、社員、職員若しくは寄附者又はこれらの者の配偶者若しくは三親等以内の親族」から受ける金銭その他の財産によって生計を維持している者
- ④ ②又は③に掲げる者の配偶者若しくは三親等以内の親族でこれらの者と生計を一にしている者

イ 役員等に対する報酬又は給与の支給の状況(口を除く。)

氏名	職名	法人との関係 (注2)	報酬・給与の 区分	支給期間等	支給金額
			給与	2022/04/01 ~ 2023/03/31	

(注2) 注1の①～④の内容を具体的に記述します。

ロ 給与を得た職員の総数及び当該職員に対する給与の総額

集計期間	R4(2022)年4月1日 ~ R5(2023)年3月31日
------	--------------------------------

給与を得た職員の総数	左記の職員に対する給与総額
3人	6,176,045円



認定基準等チェック表 (第3表)

(初葉)

法人名	特定非営利活動法人アニメ特撮アーカイブ機構	チェック欄
3 運営組織及び経理に関して次に掲げる基準に適合していること イ 役員の数の中の次の者の数の占める割合がそれぞれ3分の1以下であること (1) 役員及びその親族等 (2) 特定の法人の役員又は使用人である者及びこれらの者の親族等 ロ 各社員の表決権が平等であること ハ 会計について公認会計士又は監査法人の監査を受けていること、又は帳簿書類の備付け、取引の記録及び帳簿書類の保存について青色申告法人に準じて行われていること ニ 支出した金銭の費途が明らかでないものがある等の不適正な経理が行われていないこと		✓

イ

区分	項目	役員数	最も人数が多い「親族等」のグループの人数	割合 (②÷①)	最も人数が多い「特定の法人の役員又は使用人である者及びこれらの者の親族等」のグループの人数	割合 (④÷①)
		①	②	③	④	⑤
④	令和4年4月1日 ～令和5年3月31日	4人	0人	0%	0人	0%
⑤	年月日～年月日	人	人	%	人	%
⑥	年月日～年月日	人	人	%	人	%
⑦	年月日～年月日	人	人	%	人	%
⑧	年月日～年月日	人	人	%	人	%
⑨	年月日～年月日	人	人	%	人	%
申請時		人	人	%	人	%

(注1) 各欄の人数等は、第3表付表1「役員状況」から転記してください。  
 (注2) ③及び⑤については、小数点以下第2位を切り捨てた数値を記載してください。

ロ

各社員の表決権が平等である	①	②	③	④	⑤	⑥	申請時
上記を証する書類の名称とその内容等	はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ

(注意事項)

- 認定基準等チェック表(第3表)は、法第55条第1項に基づく書類(役員報酬規程等提出書類)の提出時においても記載及び添付する必要があります。その場合、上記ロの記載の必要はありません。
- 認定の有効期間の更新の申請に当たっては、法第55条第1項に基づく書類(役員報酬規程等提出書類)に記載した事項について、添付を省略することができます。

第3表 (次葉)

ハ

項 目	㉔	㉕	㉖	㉗	㉘	㉙	申請時
会計について公認会計士又は監査法人の監査を受けている	はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ
帳簿書類の備付け、取引の記録及び帳簿書類の保存を青色申告法人に準じて行っている	はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ

㉚ 該当する項目を○で囲み、監査証明書又は第3表付表2「帳簿組織の状況」を添付してください。

二

項 目	㉔	㉕	㉖	㉗	㉘	㉙	申請時
費途が明らかでない支出がある、帳簿に虚偽の記載がある等の不適正な経理の有無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無

(注意事項)

認定の有効期間の更新の申請に当たっては、法第55条第1項に基づく書類（役員報酬規程等提出書類）に記載した事項について、改めて記載する必要はありません。

「認定基準等チェック表」(第3表) 記載要領

項 目	記 載 要 領	注 意 事 項
イの各欄	区分欄の「㉔～㉙」の各欄には、実績判定期間の各事業年度（又は各年）を記載します。 第3表付表1「役員状況」を記載して、「㉑」、「㉒」及び「㉔」の各欄に該当する人数を転記します。	
ロの各欄	該当する一方を「○」で囲みます。 「上記を証する書類の名称とその内容等」欄には、例えば、「定款（又は会則）第〇条に『各正会員の表決権は、平等なものとする』と規定」のように記載します。	「上記を証する書類の名称とその内容等」欄には証する書類の内容を文言のとおりに記載します。
ハの各欄	該当する一方を「○」で囲みます。 なお、「㉔」から「㉙」については、イに記載する各期間（「㉔」から「㉙」）を示したものです。	① 「会計について公認会計士又は監査法人の監査を受けている」の「はい」に「○」した場合には監査証明書を添付してください。 ② 「帳簿書類の備付け、取引の記録及び帳簿書類の保存を青色申告法人に準じて行っている」の「はい」に「○」した場合には、第3表付表2「帳簿組織の状況」を記載し添付してください。
ニの各欄	該当する一方を「○」で囲みます。 なお、「㉔」から「㉙」については、イに記載する各期間（「㉔」から「㉙」）を示したものです。	

記載要領の補足

○ 二において、「費途が明らかでないもの」とは、法人が費用として支出した金額のうち、その費途を確認することができないものをいい、法人が名目に関わらず支出した金銭でその費途が明らかでないものが、これに当たります。なお、意図的にその支出先を明らかにしない支出がある場合も、当然に「費途が明らかでないもの」があることになり、認定を受けることはできません。

役員 の 状 況

第3表付表1

法人名	特定非営利活動法人 アニメ特撮アーカイブ機構	㉑	㉒	㉓	㉔	㉕	㉖	申請時
役員数		4人	人	人	人	人	人	人
(1) 最も人数が多い「親族等」のグループの人数		0人	人	人	人	人	人	人
(2) 最も人数が多い「特定の法人の役員又は使用人である者並びにこれらの者の親族等」のグループの人数		0人	人	人	人	人	人	人

役員 の 内 訳										
氏名	住所	職名	続柄等	就任等の状況						就任・退任年月日
				㉑	㉒	㉓	㉔	㉕	㉖	
庵野 秀明		理事		○						平成29年6月9日就任
中谷 達也 (氷川竜介)		理事		○						平成29年6月9日就任
樋口 真司 (樋口真嗣)		理事		○						平成29年6月9日就任
桶田 大介		監事		○						平成29年6月9日就任

(注意事項)

認定の有効期間の更新の申請に当たっては、法第55条第1項に基づく書類（役員報酬規程等提出書類）に記載した事項について、添付を省略することができます。

## 帳簿組織の状況

第3表付表2

法人名	特定非営利活動法人アニメ特撮アーカイブ機構		
伝票又は帳簿名	左の帳簿等の形態	記帳の時期	保存期間
総勘定元帳	会計ソフト (会計王 20 NPO 法人スタイル) 使用 ルーズリーフ	月1回	7年
仕訳日記帳	会計ソフト (会計王 20 NPO 法人スタイル) 使用 ルーズリーフ	月1回	7年
現金出納帳	Google スプレッドシート使用 ルーズリーフ	都度	7年
給与台帳	会計ソフト (社労法務システム for クラウド) 使用 ルーズリーフ	月1回	7年

## (記載要領)

- ・ 「伝票又は帳簿名」欄は、例えば「入金伝票」、「出金伝票」、「振替伝票」、「現金出納帳」、「総勘定元帳」などのように記載します。
- ・ 「左の帳簿等の形態」欄は、「単票」、「ルーズリーフ」、「装丁帳簿」などのように記載します。
- ・ 「記帳の時期」欄は、「随時」、「毎日」、「一週間ごと」のように記載します。
- ・ 認定の有効期間の更新の申請に当たっては、法第55条第1項に基づく書類（役員報酬規程等提出書類）に記載した内容に変更がないときは、添付を省略することができます。



## 認定基準等チェック表 (第4表)

(初葉)

法人名	特定非営利活動法人アニメ特撮アーカイブ機構	チェック欄
4 事業活動に関して次に掲げる基準に適合していること		✓
イ 宗教活動又は政治活動等を行っていないこと		
ロ 役員等に対し報酬又は給与の支給に関して特別の利益を与えないこと、役員等又は役員等が支配する法人と当法人との間の資産の譲渡等に関して特別の利益を与えないこと、役員等に対し役員を選任その他当法人の財産の運用及び事業の運営に関して特別の利益を与えないこと、及び営利を目的とした事業を行う者、上記イの活動を行う者又は特定の公職の候補者若しくは公職にある者に対し寄附を行わないこと		
ハ 実績判定期間における事業費の総額のうち特定非営利活動に係る事業費の額の占める割合が80%以上であること		
ニ 実績判定期間における受入寄附金総額の70%以上を特定非営利活動の事業費に充てていること		

イ

項 目	㉑	㉒	㉓	㉔	㉕	㉖	申請時
宗教の教義を広め、儀式を行い、及び信者を教化育成する活動	有・ <input checked="" type="radio"/> 無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無
政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対する活動	有・ <input checked="" type="radio"/> 無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無
特定の公職の候補者若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対する活動	有・ <input checked="" type="radio"/> 無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無

ロ

項 目	㉑	㉒	㉓	㉔	㉕	㉖	申請時
役員の職務の内容、職員に対する給与の支給の状況、当法人とその活動内容及び事業規模が類似する他の法人の役員に対する報酬の支給の状況等に照らして、当法人の役員に対する報酬の支給として過大と認められる報酬の支給その他役員等に対し報酬又は給与の支給に関して特別の利益の供与の有無	有・ <input checked="" type="radio"/> 無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無
役員等又は役員等が支配する法人に対しその対価の額が当該資産のその譲渡の時における価額に比して著しく過少と認められる資産の譲渡その他役員等又は役員等が支配する法人と当法人の間の資産の譲渡等に関して特別の利益の供与の有無	有・ <input checked="" type="radio"/> 無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無
役員等に対し役員を選任その他当法人の財産の運用及び事業の運営に関して特別の利益の供与の有無	有・ <input checked="" type="radio"/> 無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無
営利を目的とした事業を行う者及びイの活動を行う者又は特定の公職の候補者若しくは公職にある者に対する寄附の有無	有・ <input checked="" type="radio"/> 無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無

## (注意事項)

- 「認定基準等チェック表(第4表)」は、法第55条第1項に基づく書類(役員報酬規程等提出書類)の提出時においても記載及び添付する必要があります。その場合、「認定基準等チェック表 第4表(次葉)」(ハ及びニ)の記載及び添付の必要はありません。
- 認定の有効期間の更新の申請に当たっては、法第55条第1項に基づく書類(役員報酬規程等提出書類)に記載した事項について、改めて記載する必要はありません。

認定基準等チェック表（第5表）

法人名	特定非営利活動法人アニメ特撮アーカイブ機構	チェック欄
5 次に掲げる書類について閲覧の請求があった場合には、正当な理由がある場合を除きこれをその事務所において閲覧させること		✓
イ 特定非営利活動促進法第28条に規定する事業報告書等、役員名簿及び定款等（個人の住所又は居所に係る記載の部分を除いたもの）		
ロ 各認定基準等に適合する旨及び欠格事由に該当しない旨を説明する書類		
ハ 寄附金を充当する予定の具体的な事業の内容を記載した書類		
ニ 役員報酬又は職員給与の支給に関する規程		
ホ 収益の明細その他の資金に関する事項、資産の譲渡等に関する事項、寄附金に関する事項その他一定の事項等を記載した書類		
ヘ 助成の実績を記載した書類		

次に掲げる書類について閲覧の請求があった場合には、正当な理由がある場合を除きこれをその事務所において閲覧させることに同意する。		同意	
※閲覧に関する細則（社内規則）等がある場合には、その細則（社内規則）等を添付してください。		する	しない
イ	① 事業報告書等（事業報告書、財産目録、貸借対照表、活動計算書、年間役員名簿、社員のうち10人以上の者の氏名及び住所又は居所を記した書面） ② 役員名簿 ③ 定款等（定款、認証書の写し、登記事項証明書の写し） ※いずれも認定基準の対象となるのは、個人の住所又は居所に係る記載の部分を除いたもの		
ロ	各認定基準等に適合する旨を説明する書類、欠格事由に該当しない旨を説明する書類		
ハ	寄附金を充当する予定の具体的な事業の内容を記載した書類		
ニ	前事業年度の役員報酬又は職員給与の支給に関する規程		
ホ	次の事項を記載した書類 ① 収益の源泉別の明細、借入金の明細その他の資金に関する事項 ② 資産の譲渡等に係る事業の料金、条件その他その内容に関する事項 ③ 次に掲げる取引に係る取引先、取引金額その他その内容に関する事項 ・ 収益の生ずる取引及び費用の生ずる取引のそれぞれについて、取引金額の多い上位5者との取引 ・ 役員、社員、職員若しくは寄附者又はこれらの者の配偶者若しくは三親等以内の親族又はこれらの者と特殊の関係のある者との取引 ④ 寄附者（役員、役員の配偶者若しくは三親等以内の親族又は役員と特殊の関係のある者で、当該法人に対する寄附金の額の事業年度中の合計額が20万円以上であるものに限る。）の氏名並びにその寄附金の額及び受領年月日 ⑤ 役員等に対する報酬又は給与の状況 a 役員等に対する報酬又は給与の支給の状況（bに係る部分を除く。） b 給与を得た職員の総数及び当該職員に対する給与の総額に関する事項 ⑥ 支出した寄附金の額並びにその相手先及び支出年月日 ⑦ 海外への送金又は金銭の持出しを行った場合におけるその金額及び使途並びにその実施日		
ヘ	助成金の支給を行った場合に事後に所轄庁に提出した書類の写し		

（注意事項）

- ・ 認定基準等チェック表第5表は、法第55条第1項に基づく書類（役員報酬規程等提出書類）の提出時に記載及び添付する必要があります。
- ・ 認定の有効期間の更新の申請に当たっては、添付の必要はありません。

認定基準等チェック表 (第6、7、8表)

法人名	特定非営利活動法人アニメ特撮アーカイブ機構
-----	-----------------------

認定基準等チェック表 (第6表)

6 実績判定期間を含む各事業年度の特定非営利活動促進法第28条に規定する事業報告書等を同法第29条の規定により所轄庁に提出していること	チェック欄				
特定非営利活動促進法第28条に規定する事業報告書等の所轄庁への提出の有無					
①	②	③	④	⑤	⑥
有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無

認定基準等チェック表 (第7表)

7 法令又は法令に基づいてする行政庁の処分には違反する事実、偽りその他不正の行為により何らかの利益を得、又は得ようとした事実その他公益に反する事実がないこと	チェック欄					
法令に違反する事実、偽りその他不正の行為により何らかの利益を得、又は得ようとした事実その他公益に反する事実の有無						
①	②	③	④	⑤	⑥	申請時
有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無
注・認定基準等チェック表(第7表)は、法第55条第1項に基づく書類(役員報酬規程等提出書類)の提出時に記載及び添付する必要があります。						

認定基準等チェック表 (第8表)

8 申請書を提出した日を含む事業年度の初日において、その設立の日以後1年を超える期間が経過していること	チェック欄				
<table border="1"> <tr> <td>事業年度</td> <td>月 日～ 月 日</td> <td>設立年月日</td> <td>平成 年 月 日</td> </tr> </table>		事業年度	月 日～ 月 日	設立年月日	平成 年 月 日
事業年度	月 日～ 月 日	設立年月日	平成 年 月 日		

(注意事項)

- ・ 法第55条第1項に基づく書類(役員報酬規程等提出書類)の提出時に当たっては、認定基準等チェック表(第6表及び第8表)は、記載する必要はありません。
- ・ 認定の有効期間の更新の申請に当たっては、認定基準等チェック表(第6表及び第8表)の記載の必要はありません。また、法第55条第1項に基づく書類(役員報酬規程等提出書類)に記載した事項について、改めて記載する必要はありません。

欠格事由チェック表

法人名	特定非営利活動法人アニメ特撮アーカイブ機構	チェック欄
認定、特例認定又は認定の有効期間の更新の基準にかかわらず、次のいずれかの欠格事由に該当する法人は認定、特例認定又は認定の有効期間の更新を受けることができません。 1 役員のうちに、次のいずれかに該当する者がある場合 イ 認定特定非営利活動法人が認定を取り消された場合又は特例認定特定非営利活動法人が特例認定を取り消された場合において、その取消しの原因となった事実があった日以前1年以内に当該認定特定非営利活動法人又は当該特例認定特定非営利活動法人のその業務を行う理事であった者でその取消しの日から5年を経過しないもの ロ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者 ハ 特定非営利活動促進法若しくは暴力団員不当行為防止法に違反したことにより、若しくは刑法204条等 <sup>(註1)</sup> 若しくは暴力行為等処罰法の罪を犯したことにより、又は国税若しくは地方税に関する法律に違反したことにより、罰金刑に処せられ、その執行が終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者 二 暴力団の構成員等 <sup>(註2)</sup> 2 認定又は特例認定を取り消されその取消しの日から5年を経過しない法人 3 定款又は事業計画書の内容が法令等に違反している法人 4 国税又は地方税の滞納処分の執行がされているもの又は当該滞納処分の終了の日から3年を経過しない法人(認定、特例認定及び認定の有効期間の更新の申請時には、所轄税務署長等から交付を受けた納税証明書「その4」並びに関係都道府県知事及び市区町村長から交付を受けた滞納処分に係る納税証明書の添付が必要となります)。 5 国税に係る重加算税又は地方税に係る重加算金を課された日から3年を経過しない法人 6 次のいずれかに該当する法人 イ 暴力団 ロ 暴力団又は暴力団の構成員等の統制下にある法人		<input checked="" type="checkbox"/>

1	役員のうち、次のいずれかに該当する者の有無	
イ	認定特定非営利活動法人が認定を取り消された場合又は特例認定特定非営利活動法人が特例認定を取り消された場合において、その取消しの原因となった事実があった日以前1年以内に当該認定特定非営利活動法人又は当該特例認定特定非営利活動法人のその業務を行う理事であった者でその取消しの日から5年を経過しない者の有無	有・ <input checked="" type="radio"/> 無
ロ	禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者の有無	有・ <input checked="" type="radio"/> 無
ハ	特定非営利活動促進法若しくは暴力団員による不当行為防止法に違反したことにより、若しくは刑法第204条等若しくは暴力行為等処罰法の罪を犯したことにより、又は国税若しくは地方税に関する法律に違反したことにより、罰金刑に処せられ、その執行が終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者の有無	有・ <input checked="" type="radio"/> 無
二	暴力団の構成員等の有無	有・ <input checked="" type="radio"/> 無

2	認定又は特例認定を取り消されその取消しの日から5年を経過しない法人	はい・ <input checked="" type="radio"/> いいえ
---	-----------------------------------	--

3	定款又は事業計画書の内容が法令等に違反している法人	はい・ <input checked="" type="radio"/> いいえ
---	---------------------------	--

4	国税又は地方税の滞納処分の執行がされているもの又は当該滞納処分の終了の日から3年を経過しない法人	はい・ <input checked="" type="radio"/> いいえ
---	--	--

添付書類	認定、特例認定又は認定の有効期間の更新の申請時に、上記4に係る所轄税務署長等から交付を受けた納税証明書「その4」並びに関係都道府県知事及び市区町村長から交付を受けた滞納処分に係る納税証明書を添付すること (注1) その他の事務所がある場合は、その他の事務所所在の滞納処分に係る納税証明書も添付すること (注2) 役員報酬規程等提出書には添付不要	
------	--	--

5	国税に係る重加算税又は地方税に係る重加算金を課された日から3年を経過しない法人	はい・ <input checked="" type="radio"/> いいえ
---	---	--

6	次のいずれかに該当する法人	
イ	暴力団	はい・ <input checked="" type="radio"/> いいえ
ロ	暴力団又は暴力団の構成員等の統制下にある法人	はい・ <input checked="" type="radio"/> いいえ